

こども家庭センターについて

○ 改正児童福祉法により、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

○ こども家庭センターとは、

・子ども家庭総合支援拠点（当市では、子育て支援課）

・子育て世代包括支援センター（当市では、さんて郡山）において実施している相談支援等の取組に加え、新たに ・妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）民間団体と連携しながら、多様な家庭環境に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓 を担うことで、更なる支援の充実・強化を図るもの。

令和6年4月施行予定

